

平成25年度

栃木県後発医薬品モ二夕一薬局等  
調査結果報告書

平成26年1月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内の後発医薬品の使用状況の推移や、後発医薬品の調剤に係る意識変化などについて把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

## 2 実施方法等

### (1) 後発医薬品モニター薬局調査

調査対象：県内の薬局から選定したモニター薬局（20 薬局）

- ・宇都宮市（5 薬局） ・ 県西地区（2 薬局） ・ 県東地区（2 薬局）
- ・ 県南地区（5 薬局） ・ 県北地区（3 薬局） ・ 安足地区（3 薬局）

調査内容：

- ・平成 25 年 7 月 22 日（月）から 7 月 27 日（土）に調剤した全ての医薬品の数量に対する後発医薬品の割合
- ・同期間に調剤した「（後発医薬品のある先発医薬品）＋（後発医薬品）」の数量に対する後発医薬品の割合
- ・後発医薬品の備蓄状況
- ・後発医薬品の使用に係る患者の意識
- ・薬局における後発医薬品の調剤に係る取組み意識 等

### (2) 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

調査対象：県内医薬品卸売販売業 5 社

調査内容：

- ・平成 24 年度及び平成 25 年度 4～7 月の全医療用医薬品の取扱い数量（金額ベース）及び後発医薬品の取扱い数量（金額ベース）
- ・同期間における後発医薬品のある先発医薬品の取扱数量（金額ベース）
- ・医薬品卸売販売業者における後発医薬品の販売に係る取組み意識 等

## 3 回収結果

### (1) 後発医薬品モニター薬局調査

回答数：19 薬局 回収率：95%

### (2) 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

回答数：5 社 回答率：100%

## II 後発医薬品モニター薬局調査結果

### 1 処方せんの取扱い状況

【問1】 1週間に取り扱った処方せんについて

(1) 調査期間及び調査薬局数

平成25年：H25.7.22（月）～7.27（土） 19 薬局

平成24年：H24.7.23（月）～7.28（土） 20 薬局

(2) 結果

取扱い処方せん枚数の状況を表1に、後発医薬品への変更調剤等の推移を表2に示す。

表1 1週間に取り扱った処方せん枚数と状況

調査内容	H25.7 (n=19)	H24.7 (n=20)
①：すべての取扱い処方せんの枚数（①＝②＋⑥）	9,049	9,777
②：①のうち後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に1品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せんの枚数	6,870	7,727
③：②のうち、処方せんに記載された全ての先発医薬品について後発医薬品がない等、後発医薬品に変更できなかった処方せんの枚数	1,911	1,892
④：②のうち、後発医薬品への変更が可能な処方せんの枚数 （④＝②－③）	4,936	5,835
⑤：④のうち、1品目でも後発医薬品に変更した処方せんの枚数	1,775	1,907
⑥：①のうち、全品目に後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せんの枚数	2,179	2,050

	H25.7 (n=19)	H24.7 (n=20)
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合（②/①×100）	75.9%	79.0%
後発医薬品に変更が可能な処方せんの割合（④/①×100）	54.5%	59.7%
後発医薬品に変更が可能な処方せんのうち、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合（⑤/④×100）	36.0%	32.7%
後発医薬品変更不可処方せんの割合（⑥/①×100）	24.1%	21.0%

○平成25年調査

- ❖ 全ての処方せん枚数[①]9,049枚のうち、後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せん枚数[②]は、6,870枚であり、全ての処方せんに占める割合[②/①]は、75.9%で、昨年の79.0%と比較するとわずかに減少していた。
- ❖ 全ての処方せん枚数[①]9,049枚のうち、変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数[④]は、4,936枚で、全処方せんに占める割合[④/①]は54.5%で、昨年の59.7%より減少していた。
- ❖ 変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数[④]4,936枚のうち、実際に後発医薬品に変更した処方せん枚数[⑤]は、1,775枚であり、その割合[⑤/④]は36.0%で、昨年の32.7%より増加していた。
- ❖ 全ての処方せん枚数[①]9,049枚のうち、後発医薬品への変更が不可であった処

方せんの数[⑥]は、2,179 枚で、その割合[⑥/①]は 24.1%であり、昨年 の 21.0%と比較するとわずかに増加していた。

表 2 後発医薬品への変更調剤の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
変更可能な処方せんのうち、1品目でも後発医薬品に変更した割合(%) [⑤/④×100]	11.4	30.8	22.6	32.7	36.0
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せん の割合(%) [②/①×100]	-	69.6	72.7	79.0	75.9

○後発医薬品への変更調剤の推移

- ❖ 変更可能な処方せんのうち、1品目でも後発医薬品に変更した割合は、昨年と比べて3.3ポイント増加した。また、平成23年に減少したものの、全体としては増加傾向が見られる。
- ❖ 後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せん の割合は、近年7割程度で推移している。

2 後発医薬品の調剤割合(数量ベース)

【問2】 後発医薬品の調剤割合(数量ベース)

(1) 調査期間及び調査薬局数

○後発医薬品の調剤数量調査

平成25年：H25.7.22(月)～7.27(土) 19薬局

平成22年～24年 各年7月下旬の月曜日から土曜日6日間 20薬局

○後発医薬品調剤割合の薬局数分布状況調査

平成25年：H25.7.22(月)～7.27(土) 19薬局

平成24年：H24.7.23(月)～7.28(土) 19薬局<sup>1</sup>

(2) 結果

後発医薬品の調剤数量(薬価基準の規格単位ベース)を表3、全調剤数量に占める後発医薬品の割合の推移を図1に示す。

また、後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を、表4及び図2に示す。

表3 調査薬局における後発医薬品の調剤数量

	後発医薬品 調剤数量 [a]	全調剤数量 [b]	全調剤数量に占める 後発医薬品の割合(%) [a/b*100]
H25(n=19)	384,409	1,528,034	25.2
H24(n=20)	316,213	1,272,546	24.8
H23(n=20)	718,017	3,115,141	23.0
H22(n=20)	463,870	2,368,781	19.6

<sup>1</sup>平成24年度は、20薬局から回答を得ているが、本年度回答があった19薬局を対象として比較した。

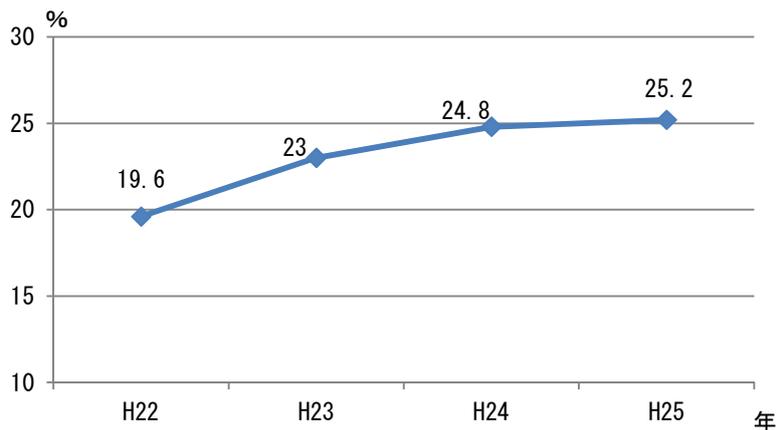


図1 全調剤数量に占める後発医薬品の割合の推移

- ❖ 19 薬局における全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は 25.2% で、昨年の 24.8% と比較して 0.4 ポイント増加した。しかし、後発医薬品の数量の割合の増加率は、年々減少してきている。

<参考>

厚生労働省が発表した平成 25 年 5 月の本県の後発医薬品割合（数量ベース）[旧指標]は、29.8%であった。

旧指標：平成 19 年 10 月策定「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に示された指標を言う。

表4 後発医薬品調剤割合の薬局数分布

単位：薬局数

	10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30～35%未満	35～40%未満	計
H25	1	2	2	2	6	3	3	19
H24	0	5	1	3	6	3	1	19

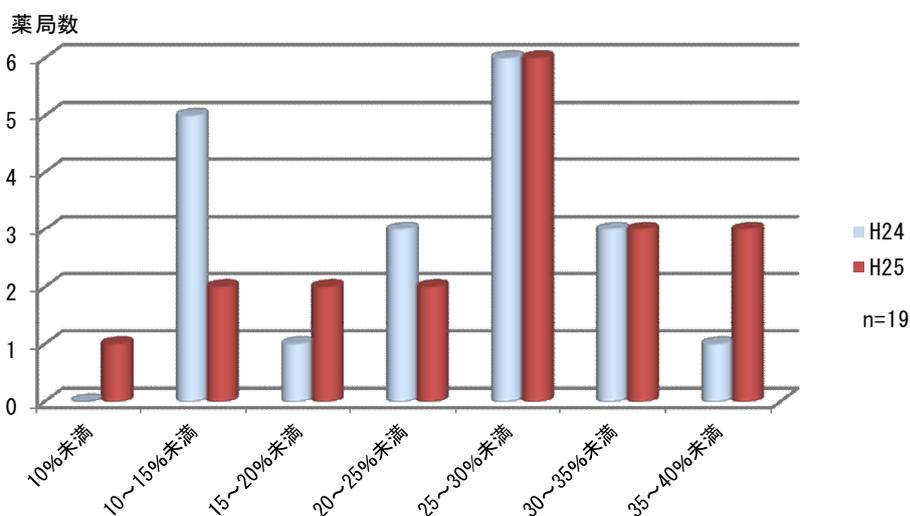


図2 後発医薬品調剤割合の薬局数分布

- ❖ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合は、25～30%未満の薬局が6施設(31.2%)と最も多かった。
- ❖ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を昨年と比較すると、25%未満の薬局数が9薬局から7薬局に減少し、35%以上の薬局が1薬局から3薬局に増加していた。調剤薬局における後発医薬品の調剤割合は増加傾向が見られた。

【問3】 新たな指標に基づく後発医薬品の調剤割合（数量ベース）

平成25年4月5日に策定された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、後発医薬品の調剤割合を平成30年度末までに60%以上<sup>2</sup>にすることが目標とされた。

ただし、数量シェアの考え方は、これまでの全医薬品の数量に占める後発医薬品の数量ではなく、後発医薬品のある先発医薬品の数量及び後発医薬品の数量に占める後発医薬品の数量となる。

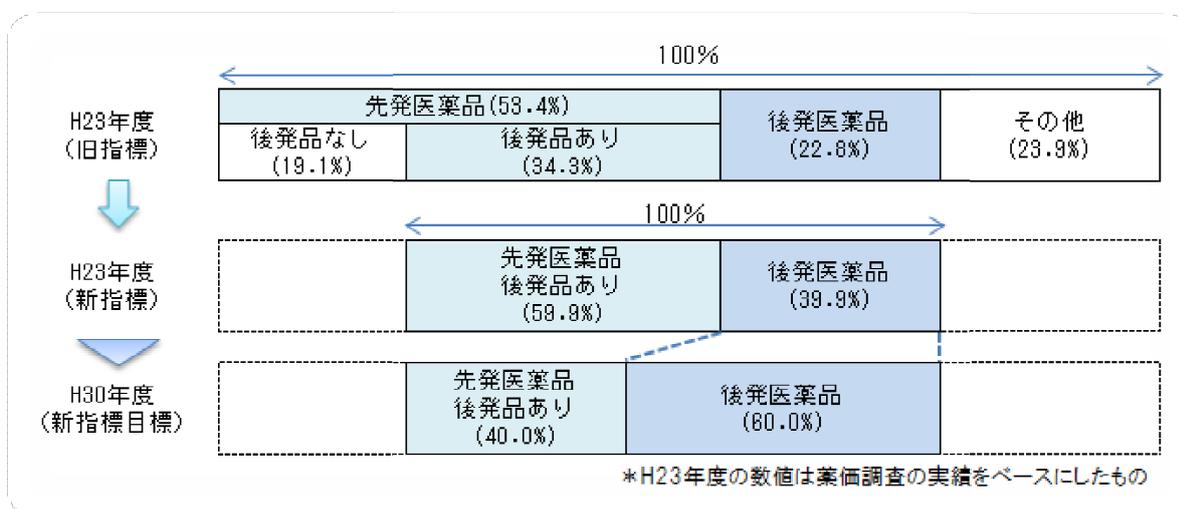


図3 「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」における数量シェアの考え方と新指標目標

(1) 調査期間及び調査薬局数

平成25年：H25.7.22（月）～7.27（土） 5薬局<sup>3</sup>

(2) 結果

5薬局における後発医薬品の調剤数量を表5に示す。

<sup>2</sup> 新指標：後発医薬品の数量シェア＝

$$\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$$

とした場合の目標値

<sup>3</sup> 期間内に調剤した後発医薬品のある先発医薬品の数量が把握可能であり、回答があった5薬局を対象とした。

表5 調査薬局における後発医薬品の調剤数量

	後発医薬品 調剤数量 [a]	後発品がある医薬 品の調剤数量 [b]	後発品がある医薬品の数 量に占める実際に調剤し た後発医薬品の割合(%) [a/b*100]
H25	127,647	335,539	38.0

- ❖ 5薬局における平成25年の後発品がある医薬品の数量に占める実際に調剤した後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は、38.0%であった。
- ❖ 対象薬局数は異なるものの、問2における旧指標での後発品の調剤割合である25.2%より10ポイント程度高い割合であった。
- ❖ 最近の調剤医療費の動向（厚生労働省）で示された本県の平成25年5月における後発医薬品割合（数量ベース）46.3%と、比較すると、薬局数が少ないためかやや低い値であった。

＜参考＞

最近の調剤医療費の動向（厚生労働省）によれば、平成25年5月の本県の後発医薬品割合（数量ベース）[新指標]は、46.3%であった。

新指標：平成25年4月策定「後発医薬品のさらなる使用促進のための新たなロードマップ」に示された指標を言う。

### 3 後発医薬品備蓄状況

【問4】 後発医薬品の備蓄状況

(1) 調査薬局数

平成25年：19薬局

平成22年から平成24年：20薬局

(2) 調査結果

平成22年から25年の薬局の備蓄状況を表6に示す。

表6 調査薬局における後発医薬品の備蓄状況

	H22	H23	H24	H25
備蓄している医薬品数（平均）	1,154	1,161	1,134	1,123
備蓄している後発医薬品（平均）【再掲】	176	176	202	213
備蓄薬に占める後発医薬品の割合(%)	15.3	15.2	17.8	19.0

- ❖ 全備蓄医薬品に占める後発医薬品の備蓄割合は、平成25年が19.0%となり、昨年より1.2ポイント増加した。

#### 4 後発医薬品に対する意識調査

(1) 後発医薬品の使用に係る患者の意識

【問 5】 後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明を行った患者の割合 (n=19)

後発医薬品変更の説明を行った患者の割合を図 4 に示す。

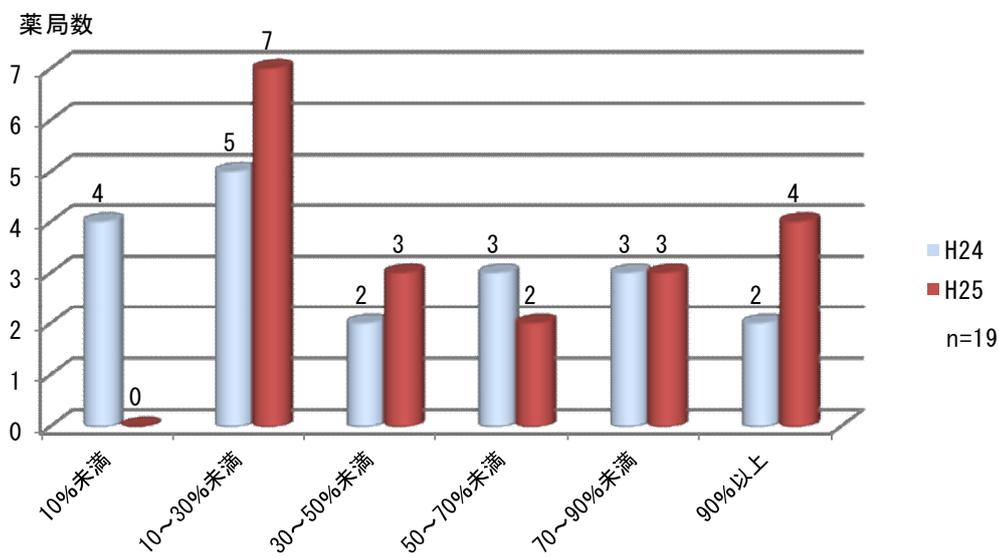


図 4 後発医薬品変更の説明を行った患者の割合

- ❖ 後発医薬品変更の説明を行った患者の割合は、昨年と同様に、10%以上 30%未満の薬局が多かった。
- ❖ 本年は、10%未満の薬局がなくなり、全体的に説明を行った割合が高くなっている。

【問 6】 後発医薬品の説明を行った患者のうち、後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合 (n=19)

後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合を図 5 に示す。

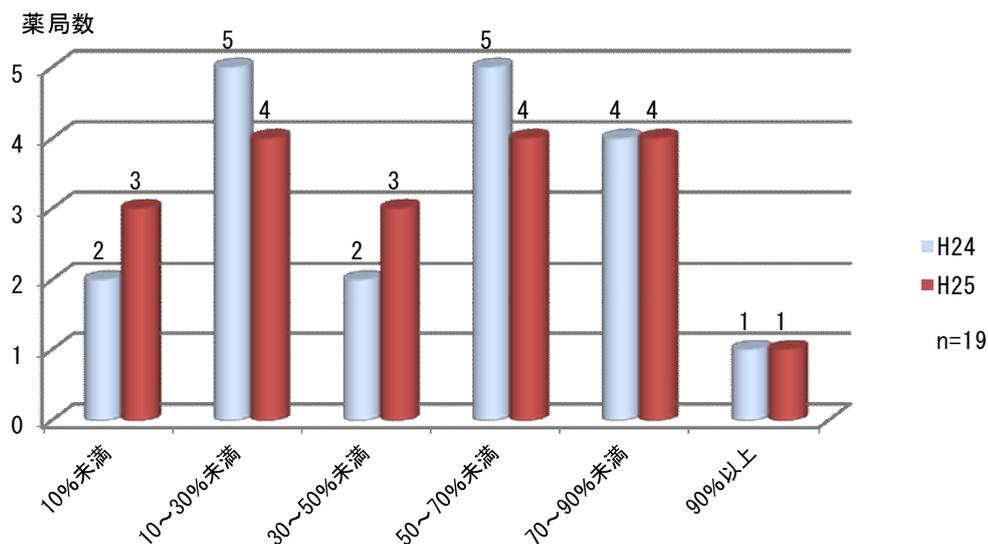


図 5 後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合

- ❖ 後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合が 90%以上である薬局が 1 施設であった以外は、全ての区分で 3～4 施設であった。
- ❖ 昨年と比較すると、50%以上が 1 施設減少し、50%以下が 1 施設増加したこと、10%未満の施設が 1 施設増加したことなどから、変更を希望しない患者の割合は減少傾向であった。

【問 7】 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由（複数回答可）

患者が後発医薬品を希望しなかった理由を図 6 に示す。

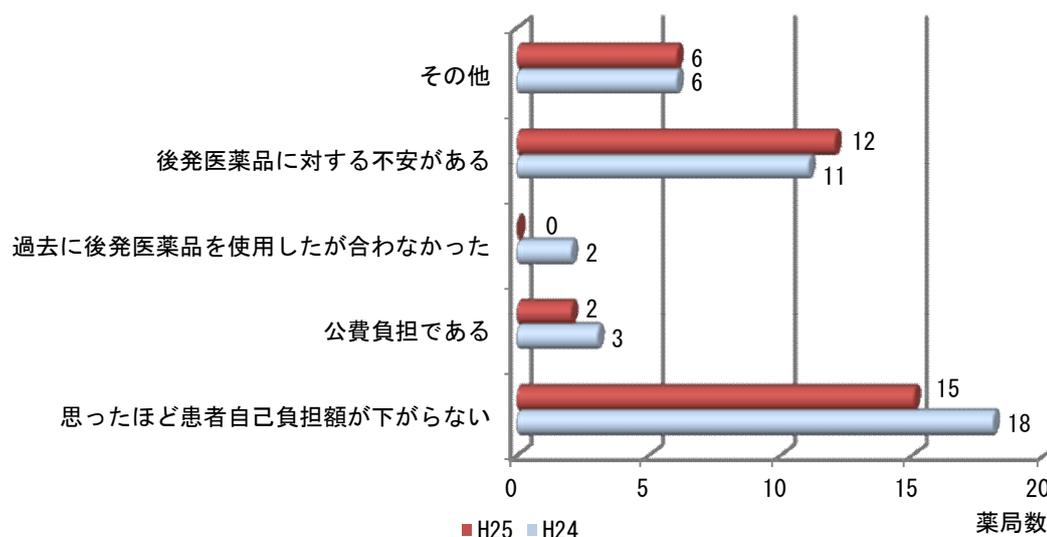


図 6 患者が後発医薬品を希望しなかった理由

- ❖ 患者が後発医薬品を希望しなかった理由は、「思ったほど患者の自己負担が下がらない」、「後発医薬品に対する不安がある」が多かった。
- ❖ その他の理由としては、「医師が処方した薬を変えたくない」、「現在の薬が効いているため今のままでよい」、「経済的なもの以外にメリットがない」などであった。
- ❖ 「過去に後発品を使用したけど合わなかった」という理由が無くなったことを除いて、患者が後発医薬品を希望しなかった理由は、その他の意見も含めて、昨年とほぼ同様であった。

## (2) 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組み意識

【問 8】 後発医薬品の調剤についてどのように考えているか。（n=19）

後発医薬品の調剤への取り組み方を表 7 及び図 7 に示す。

表 7 後発医薬品の調剤への取り組み方

取り組み方	H24	H25
積極的に取り組んでいる	7	7
薬効によっては積極的に取り組んでいる	11	11
あまり積極的に取り組んでいない	1	1

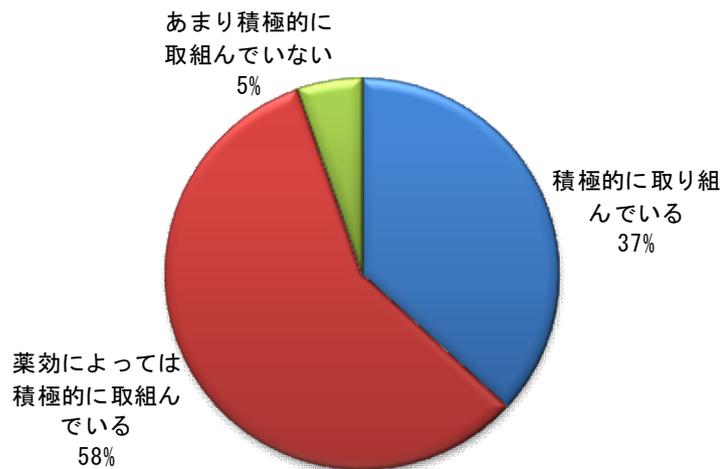


図7 後発医薬品の調剤への取り組み方

- ❖ 積極的に取り組んでいる薬局と、薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて、18施設であり、全体に占める両薬局の割合は、95%であった。
- ❖ 後発医薬品の調剤への取り組み方については、昨年と同様の結果であった。

【問9】 後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由（複数回答）（n=18）

問8において、「後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる」、または「薬効により積極的に取り組む」と回答した理由を図8に示す。

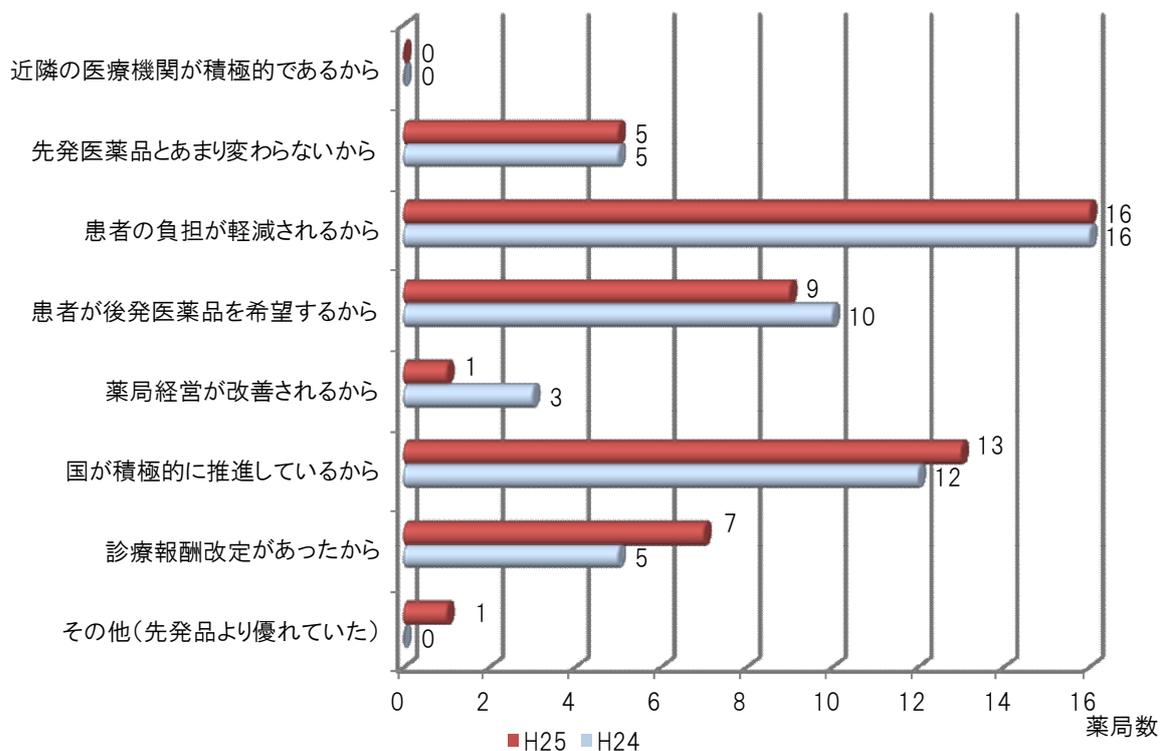


図8 後発医薬品の調剤への取り組み方

- ❖ 後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる理由としては、「患者の負担が軽減するから」、「国が積極的に推進しているから」、「患者が後発品を希望するから」が多かった。
- ❖ 「薬局経営が改善されるから」が減少し、「診療報酬改定において、後発医薬品の調剤数量評価の見直しがあったから」が増加していた。
- ❖ その他として、遮光の面において後発品が改良を加え、先発より優れたところがあったためとの意見もあった。

【問 10】 後発医薬品の調剤に積極的に取り組まない理由（複数回答）（n=1）

問 8 において、「あまり積極的に取り組んでいない」と回答した理由を表 8 に示す。

表 8 後発医薬品の調剤に積極的に取り組まない理由

調査年	理由
H25	後発医薬品の安定供給体制が不備であるため
	薬局にとって経済的な便益がないため
H24	後発医薬品の品質に疑問があるため
	後発医薬品の効果に疑問があるため

- ❖ 積極的に取り組まない理由として、昨年の調査では、後発医薬品の品質（効果）に対する疑問があるためであったが、本年は、「安定供給体制の不備」や「経済的な利便が無い」など、品質以外の理由であった。

【問 11】 後発医薬品を採用する際、選択上考慮する事項（複数回答）（n=1）

採用する後発医薬品を選択する上で考慮する事項の回答を図 9 に示す。

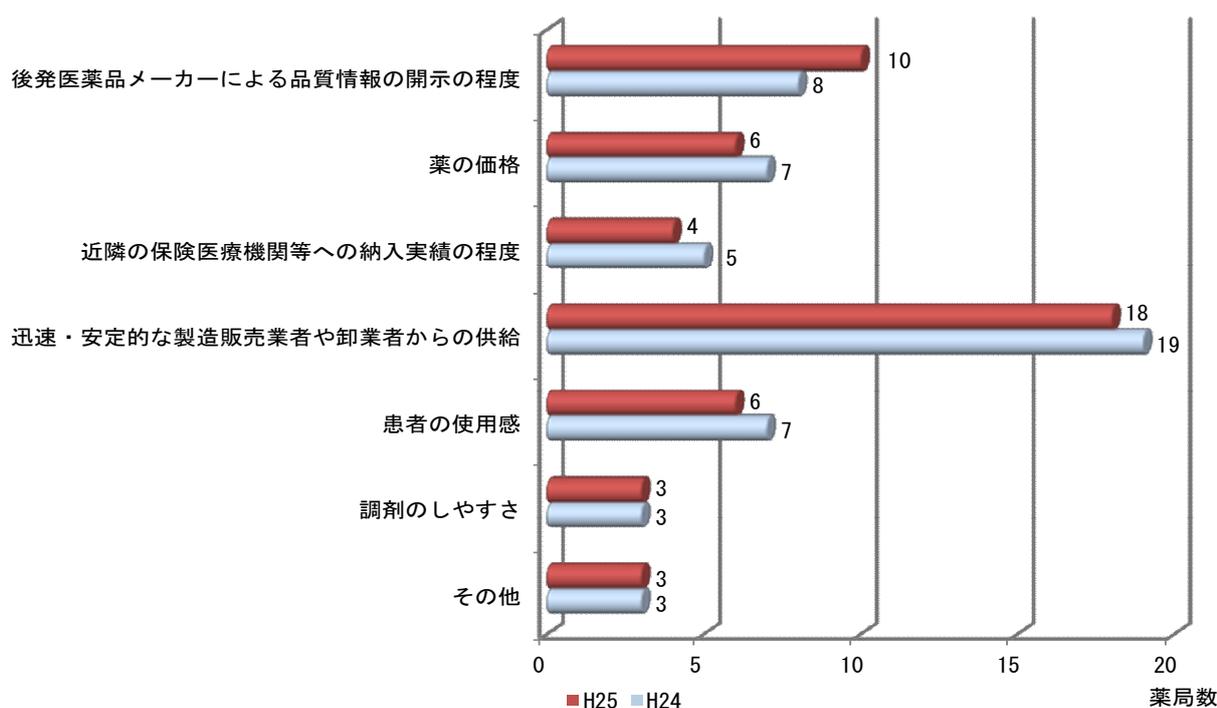


図 9 後発医薬品を選択する上で考慮する事項

- ❖ 採用する後発医薬品を選択する際、ほとんどの薬局が「迅速かつ安定的な製造販売業者や卸業者からの供給」を考慮していると回答した。
- ❖ 「後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度」を考慮する薬局が、昨年に比べて、2施設増加した。その他は、昨年と同様の傾向であった。
- ❖ その他、「在庫が増えすぎないようにする」や、「一般名が付いている製品を採用する」などの意見があった。

【問 12】 後発医薬品について、今後必要と考える対応（複数回答）（n=19）

後発医薬品について、今後必要と考える対応についての回答を図 10 に示す。

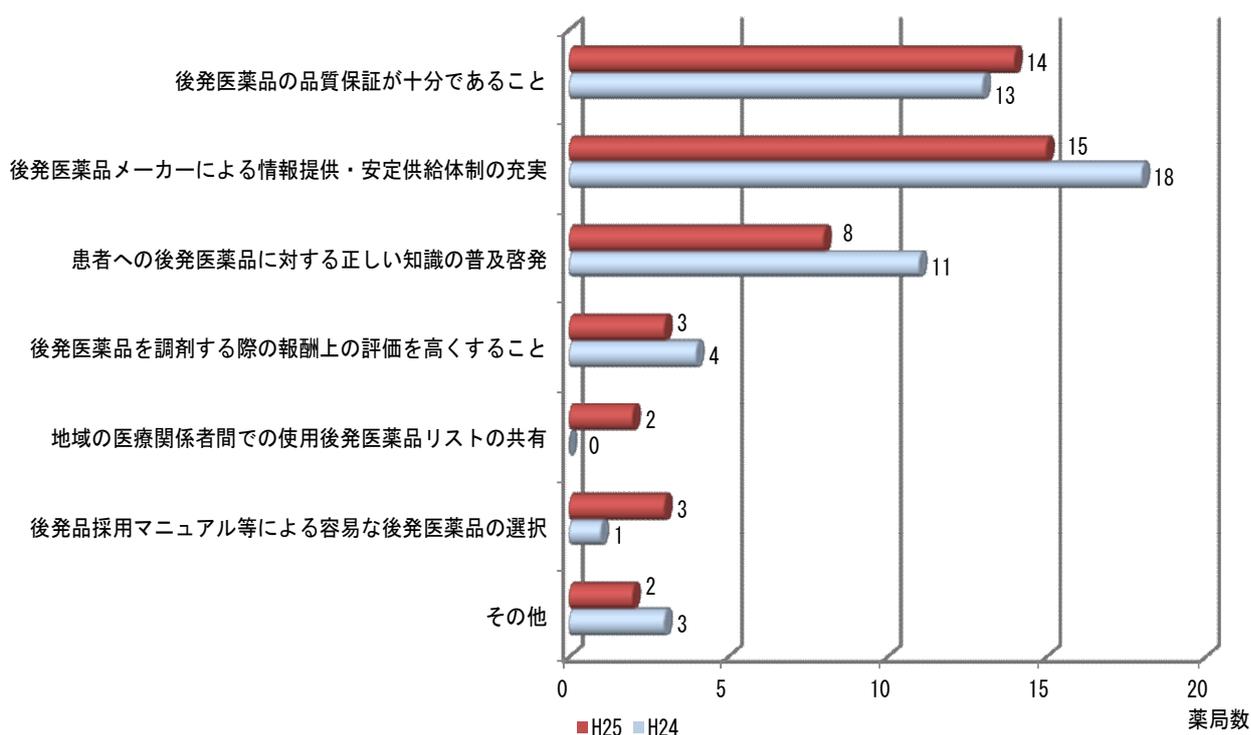


図 10 後発医薬品について、今後必要と考える対応

- ❖ 後発医薬品について、今後必要と考える対応については、「情報提供・安定供給体制の充実」、「十分な品質保証」、「患者への普及啓発」と回答した薬局が多かった。
- ❖ 回答は、昨年とほぼ同様の傾向であったが、「地域での使用後発医薬品のリストの共有」、「採用マニュアル等による容易な後発医薬品の選択」が増加しており、後発医薬品の薬局での効率的な採用のための対策も望まれていることがわかる。

【問 13】 自由意見

- ❖ 原料不足や製造中止になることがあり、患者の不信感につながることもあるので、安定供給してほしい。
- ❖ 先発品の名称が成分名に似ている場合、GE が「成分名」+「規格」+「屋号」の為、調剤過誤へのリスクが高く、問題である。

- ❖ 後発医薬品の適応症が、先発医薬品と違う場合は、使いにくいので同じにしてほしい。
- ❖ 後発医薬品へ変更しない理由は、医師の処方せん通りでよいが多数を占める。原則一般名記載とすれば、薬局も進めやすく患者も選択しやすくなる。（2件）
- ❖ 一般名処方の簡略化が必要である。
- ❖ 後発医薬品は、先発品より劣っている。（味やヒートからの取り出し易さなど）
- ❖ 先発品よりも明らかに品質の劣っているもの（錠剤サイズ・一包化不可等）を認可すべきでない。
- ❖ 先発品に比べてメリットがないと後発品は患者だけでなく医療従事者からも認められないと思う。
- ❖ 後発医薬品の変更不可は絶対に無くしてほしい。（在庫が増えて困る。）
- ❖ 先発品であっても剤形の変更を疑義照会なしに可能にしてほしい。（OD錠と通常の錠剤等）同一薬剤の併売医薬品も疑義照会なしに変更可能にしてほしい。
- ❖ 後発品と先発品の薬価差がないものが増えると、後発医薬品の使用の希望が増えないのではないか。（2件）

### Ⅲ 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

#### 1 後発医薬品の取扱い金額について

【問1】後発医薬品の取扱い金額（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

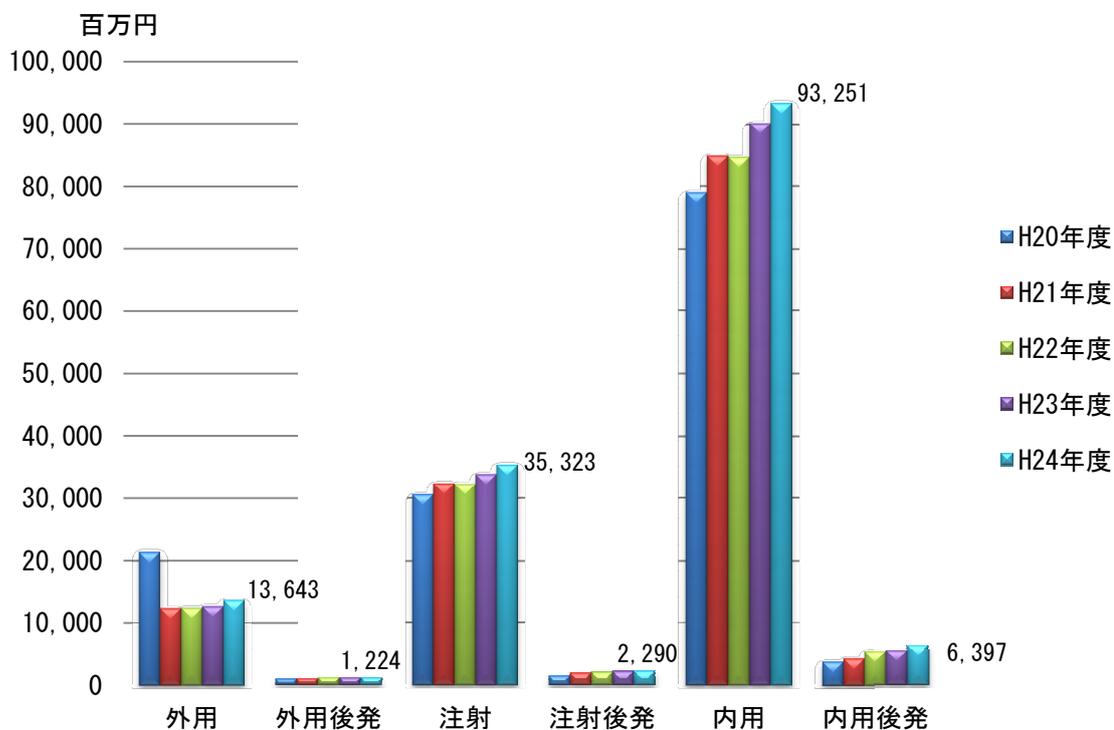
県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表9、図11及び図12に示す。

表9 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額

取扱い金額 単位:円 (n=5)

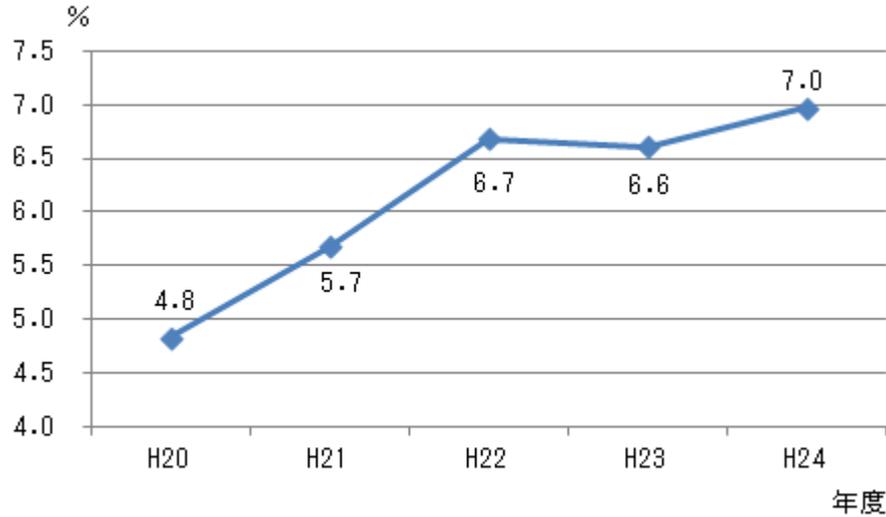
種類	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
	取扱い金額	後発品割合									
外用薬	計	21,347,227,776	4.7%	12,352,942,119	8.6%	12,401,218,636	9.8%	12,690,748,690	9.6%	13,642,956,038	9.0%
	うち後発品	997,210,038		1,066,763,004		1,211,832,480		1,214,417,303		1,224,253,834	
注射薬	計	30,583,799,137	4.9%	32,341,885,792	6.1%	32,251,411,739	6.5%	33,818,538,656	6.6%	35,323,080,449	6.5%
	うち後発品	1,503,421,014		1,971,123,852		2,100,134,136		2,244,641,959		2,290,390,835	
内用薬	計	79,001,665,393	4.8%	84,890,155,940	5.1%	84,679,100,465	6.4%	90,167,634,331	6.2%	93,251,047,037	6.9%
	うち後発品	3,818,756,037		4,319,472,027		5,396,328,085		5,578,994,214		6,396,591,563	
医薬品全体	合計	130,932,692,306	4.8%	129,584,983,851	5.7%	130,331,954,840	6.7%	136,676,921,677	6.6%	142,217,083,524	7.0%
	うち後発品	6,319,387,089		7,357,358,883		8,708,294,701		9,038,053,476		9,911,236,232	

図11 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額の推移



\* グラフ内の数値は、平成24年度の取扱い金額を示す。

図 12 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品割合の推移



平成 24 年度の県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額は、総額約 1422 億 1708 万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約 99 億 1124 万円で、全体の 7.0%であり、取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、増加傾向を示している。

医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの取扱金額の割合は、外用薬は、平成 23 年度に引き続き減少傾向を示し、注射薬は横ばいの状況、内用薬は、平成 23 年度は 0.2 ポイント減少したが、平成 24 年度は 0.7 ポイント増加した。

【問 2】後発医薬品の取扱い金額（平成 25 年 4 月～7 月）

県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表 10 に示す。

表 10 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額

取扱い金額 単位：円 (n=5)

種 類	平成 2 4 年度（4～7 月）		平成 2 5 年度（4～7 月）		
	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	
外用薬	計	4,151,659,448	10.7%	4,478,972,165	10.3%
	うち後発品	446,221,544		460,453,537	
注射薬	計	11,235,988,634	7.3%	12,032,688,610	7.3%
	うち後発品	824,763,949		878,484,716	
内用薬	計	30,434,642,423	8.2%	32,596,276,517	9.1%
	うち後発品	2,498,366,101		2,970,737,700	
医薬品全体	合計	45,822,290,505	8.2%	49,107,937,292	8.8%
	うち後発品	3,769,351,594		4,309,675,953	

平成 25 年 4 月から 7 月の 4 か月間における、県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額は、総額約 491 億 793 万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約 43 億 967 万円で、全体の 8.8%であった。

## 2 後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額の割合

【問3】後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額  
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

問3に対して回答があった県内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額等について、表11、図13及び図14に示す。

表11 県内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額  
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

取扱い金額 単位:円 (n=3)

	後発医薬品	後発医薬品のある 先発医薬品	その他の医薬品	計
H24年度	4,456,193,947	22,460,189,031	36,601,574,093	63,517,957,071

図13 県内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額の割合(H24年度)  
(全医療用医薬品をベースにした場合)

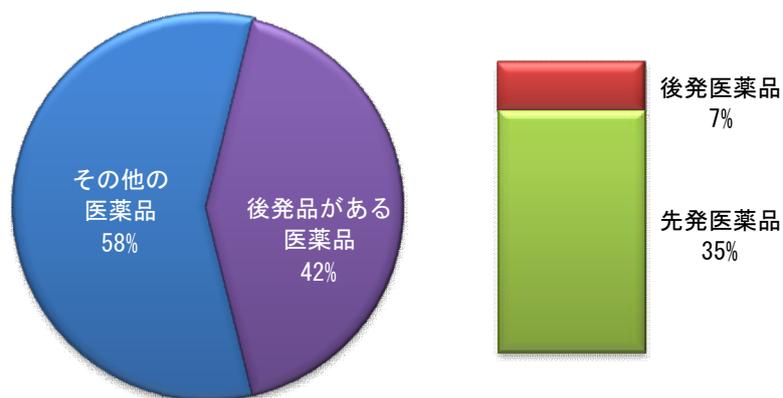
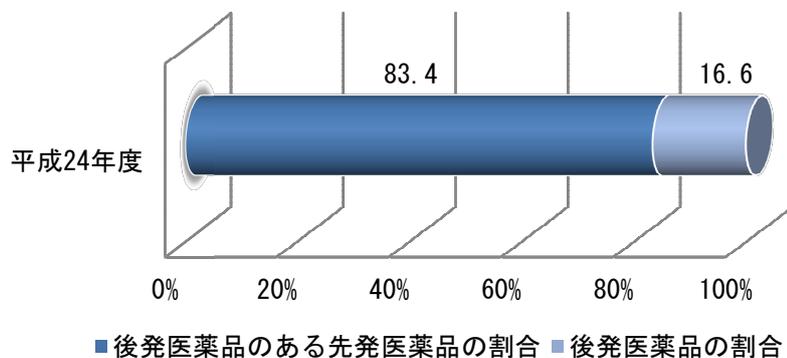


図14 県内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額の割合(H24年度)  
(後発医薬品がある医療用医薬品をベースにした場合)



新たなロードマップにおいて、後発医薬品がある医療用医薬品に基づいた目標値の設定になったことから、新たに、後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額に関する設問を設けた結果、県内卸売販売業者3社から回答があった。

後発医薬品の取扱い金額は、約44億5619万円、後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額は、約224億6019万円であった。

また、全医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、7%であるが、後発医薬品及び後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の取扱金額の割合は、16.6%であった。

【問4】後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額  
(平成25年4月～7月)

県内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額等について、表12、図15及び図16に示す。

表12 内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額  
(平成25年4月～7月)

取扱い金額 単位：円 (n=3)				
	後発医薬品	後発医薬品のある先発医薬品	その他の医薬品	計
H25.4～7	2,286,120,566	7,161,523,221	12,251,863,803	21,699,507,590

図15 県内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額の割合(H25.4～7)  
(全医療用医薬品をベースにした場合)

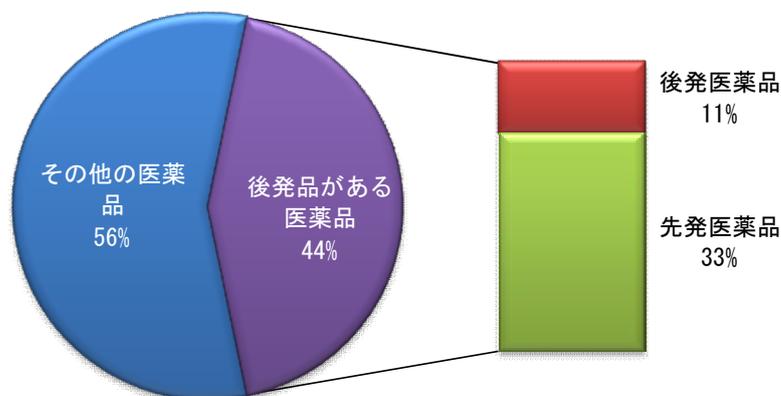
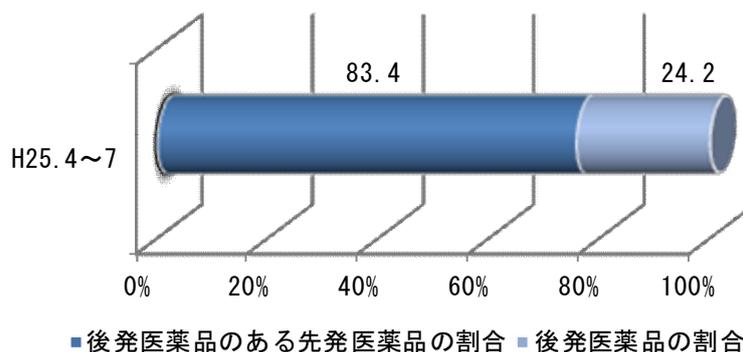


図16 県内卸売販売業者(3社)における医療用医薬品の取扱い金額の割合(H25.4～7)  
(後発医薬品がある医療用医薬品をベースにした場合)



後発医薬品の取扱い金額は、約 22 億 8612 万円、後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額は、約 71 億 6152 万円であった。

また、全医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、11%であるが、後発医薬品及び後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の取扱金額の割合は、24.2%であった。

### 3 後発医薬品の販売についての意識調査

【問 5】後発医薬品を積極的に販売していますか。(n = 5)

後発医薬品の積極的な販売への取組状況を表 13 に示す。

積極的に販売しているのは 4 社、積極的に販売していないのは 1 社であった。前年に比べて、積極的に販売している卸売販売業者が 2 社増加した。

表 13 後発医薬品の積極的な販売への取組

	H23	H24	H25
1 積極的に販売している	3 社	2 社	4 社
2 積極的に販売していない	2 社	3 社	1 社

【問 6】積極的に販売している理由（複数回答可）

- ・後発医薬品の品質、安定供給等に問題がないから。
- ・医療機関からの発注が多いから。
- ・国の方針だから。（2 社）
- ・患者からの要望があるから。（2 社）

【問 7】積極的に販売していない理由（複数回答可）

- ・後発医薬品の情報提供が不十分だから。
- ・先発医薬品メーカーとの取引関係があるから。

【問 8】自由意見

- ・後発医薬品は発売メーカーが多く在庫問題等がネックになっている。（2 社）
- ・情報提供者（MR）が少ないため、情報が少ないので注意が必要である。（2 社）
- ・後発医薬品は回収が多い。
- ・後発医薬品は、販売中止になる場合があるので注意が必要である。
- ・先発医薬品の利幅が少なくなっている。[競争激化]

## IV まとめ

### 1 後発医薬品モニター薬局調査

#### ❖後発医薬品への変更調剤の推移

- ・ 変更可能な処方せんのうち、1品目でも後発医薬品に変更した割合は、昨年と比べて3.3ポイント増加した。また、平成23年に減少したものの、全体としては増加傾向が見られる。
- ・ 後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合は、近年7割程度で推移している。

#### ❖全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（数量ベース）

- ・ 平成25年の全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は、25.2%で、昨年の24.8%と比較して0.4ポイント増加した。しかし、後発医薬品の数量の割合の増加率は、年々減少してきている。
- ・ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を昨年と比較すると、25%未満の薬局数が9薬局から7薬局に減少し、35%以上の薬局が1薬局から3薬局に増加していた。調剤薬局における後発医薬品の調剤割合は増加傾向が見られた。

#### ❖新指標に基づく後発医薬品の調剤割合（数量ベース）

- ・ 5薬局における平成25年の後発品がある医薬品の数量に占める実際に調剤した後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は、38.0%であった。
- ・ 最近の調剤医療費の動向（厚生労働省）で示された本県の平成25年5月における後発医薬品割合（数量ベース）46.3%と比較すると、薬局数が少ないためか、やや低い値であった。

#### ❖後発医薬品の備蓄状況

- ・ 全備蓄医薬品に占める後発医薬品の備蓄割合は、平成25年が19.0%となり、昨年より1.2ポイント増加した。

#### ❖後発医薬品変更の説明を行った患者の割合

- ・ 後発医薬品変更の説明を行った患者の割合は、10%以上30%未満の薬局が多かった。なお、10%未満の薬局がなくなり、全体的に説明を行った割合が高くなっている。

#### ❖後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合

- ・ 後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合は、昨年と比較すると、50%以上が1施設減少し、50%以下が1施設増加したこと、10%未満の施設が1施設増加したことなどから、変更を希望しない患者の割合は減少傾向であった。

#### ❖患者が後発医薬品を希望しなかった理由

- ・ 患者が後発医薬品を希望しなかった理由は、昨年同様に、「思ったほど患者の自己負担が下がらない」や、「後発医薬品に対する不安」が多かった。また、項目以外の理由として、「医師が処方した薬を変えたくない」などがあつた。

#### ❖後発医薬品の調剤への取組

- ・ 積極的に取り組んでいる薬局と、薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて、昨年と同様に18施設であり、全体に占める両薬局の割合は、95%であった。

❖後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由

- ・ 後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由は、昨年と同様に、「患者の負担が軽減するから」、「国が積極的に推進しているから」、「患者が後発品を希望するから」が多かった。また、「診療報酬改定において、後発医薬品の調剤数量評価の見直しがあったから」という理由がわずかに増加した。

❖後発医薬品の調剤に積極的に取り組まない理由

- ・ 積極的に取り組まない理由は、昨年の調査では、「後発医薬品の品質（効果）に対する疑問があるため」であったが、本年は、「安定供給体制の不備や経済的な利便が無い」など、品質以外の理由であった。

❖後発医薬品を採用する際、選択上考慮する事項

- ・ 昨年同様に、採用する後発医薬品を選択する際、ほとんどの薬局が「迅速かつ安定的な製造販売業者や卸業者からの供給を考慮している」と回答しており、供給面が重要視される傾向であった。また、「後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度」を考慮する薬局が、昨年比べて2施設増加しており、情報提供も重要視されてきている。

❖後発医薬品について今後必要と考える対応

- ・ 後発医薬品について今後必要と考える対応については、昨年と同様に、「情報提供・安定供給体制の充実」、「十分な品質保証、患者への普及啓発」と回答した薬局が多かった。
- ・ 地域での使用後発医薬品のリストの共有、採用マニュアル等による容易な後発医薬品の選択が増加しており、後発医薬品の薬局での効率的な採用のための対策が望まれている。

## 2 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

❖後発医薬品の取扱い金額の推移

- ・ 平成24年度の県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、増加傾向であった。
- ・ 医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの取扱金額の割合は、外用薬は、平成23年度に昨年に引き続き減少傾向を示し、注射薬は横ばいの状況であった。また、内用薬は、平成23年度は0.2ポイント減少したが、平成24年度は0.7ポイント増加した。

❖後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額

- ・ 新指標を踏まえ、平成24年度の後発医薬品のある医療用医薬品に占める後発医薬品の取扱金額の割合は、16.6%であった。

❖後発医薬品の積極的な販売への取組状況

- ・ 積極的に販売しているのは4社、積極的に販売していないのは1社であり、前年に比べて、積極的に販売している卸売販売業者が2社増加した。

❖積極的に販売している理由

- ・ 昨年は、「後発医薬品の品質や安定供給、情報提供等に問題がないから」という供給側に対する理由が多かったが、本年は、「国の方針だから」や、「患者からの要望

があるから」などの理由が増えた。

❖積極的に販売していない理由

- ・ 1社だけの回答となり、理由は、「後発医薬品の情報提供が不十分だから」や、「先発医薬品メーカーとの取引関係があるから」であった。

### 3 課題等

- 平成 25 年 4 月に国が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、後発医薬品の調剤割合を平成 30 年度末までに 60%以上にするという新たな目標値が設定された。

後発医薬品への変更調剤や、全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（数量ベース）は、昨年より増加しているものの、増加率は減少している状況である。

そのような中、本調査における現在の後発医薬品の数量の割合（数量ベース）は 25.2%であり、新指標で換算すると 44.1%であることから、平成 30 年度末までに 15.9 ポイント程度の使用促進を図ることが求められている。（厚生労働省データ[H25.5]によれば、13.7 ポイント（46.3%→60.0%）の増加が必要である。）

- 後発医薬品の調剤への取組については、ほとんどの薬局が積極的に取り組んでいる一方、後発医薬品の安定供給に対する不安や、備蓄に占める後発医薬品の割合が増えてきていることで、在庫管理等の負担が増加していることから、一般名での処方が望まれていることや、地域での使用後発医薬品のリストの共有等、薬局における効率的な後発医薬品の採用が課題となっている。
- 後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合は減少傾向ではあるが、変更可能な処方せんの枚数のうち、74%程度は変更されておらず、その変更を希望しない理由として、「思ったほど患者の自己負担が下がらない」や、「後発医薬品に対する不安がある」、「医師が処方した薬を変えたくない」などがあつた。

また、「変更不可」の指示がある処方せんの割合についても、近年 3 割弱で推移しており、大きな改善は図られていない。



後発医薬品の使用割合の増加率が鈍化する中、平成 30 年度末を見据え、さらなる後発医薬品の安心使用促進を図る。

そのためには、

- ・ 供給を継続して確保する体制の整備
- ・ 品質に対する信頼性確保（医療関係者へのさらなる理解促進）
- ・ 医療関係者への情報提供の充実
- ・ 医療関係者の情報収集、評価の負荷の解消（汎用後発医薬品リストの作成）
- ・ 後発医薬品の推進の意義、メリットについてのさらなる理解促進
- ・ 医療保険制度上の課題の検討 等

多方面からの対策の推進が必要である。